

住民監査請求（地域活動協議会補助金）の監査結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 28 年 10 月 6 日に提出された住民監査請求について、同年 12 月 5 日に請求人（3 人）に監査結果を通知しました。（監査結果は同年同月 2 日決定）

1 請求の要旨

住之江区A地域活動協議会（以下「A地活協」という。）は、平成 25 年度に本市が交付した補助金のうち 390,600 円を 2 会館のカラオケ情報料に充当しているが、支払先のカラオケ代行業者は違法行為をしているから、本市はA地活協に対する補助金交付決定を取り消し、補助金を返還させる等必要な措置を講ぜよ。

2 請求の受理

本件請求は、本市職員等が補助金の返還を求める等何らの対応も行っていないことが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとしてなされたものと解され、地方自治法第 242 条の要件を満たすとして受理した。もっとも、上記補助金のうち 178,500 円は本件請求前にA地活協から返還されており、本市に損害が発生する可能性がなく、住民監査請求の要件を満たさない。

3 監査の結果（棄却）（監査委員の判断の要旨）

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う本市職員等は、必要があると認めるときは、地活協に対して報告を求める等して調査を行う職務上の義務があると解され、①結果として公金が不正行為に使われている場合で、②地活協が不正行為を行っていることや、地活協が支出先による不正行為を知り、又は知ることができたにもかかわらず支出を続けていたことが明らかあるいは合理的に疑われるべき具体的な事情が判明したにもかかわらず、③本市職員等が何らの対応等もとらないときは、違法不当となる場合があるというべきである。

まず上記①について、カラオケ機器使用者とカラオケ機器メーカー本社の間に複数の代理店等が入る場合はありえると考えられるから、請求人主張のように「カラオケ機器メーカー本社及び子会社と代行業者に直接の取引関係がないことをもって不正行為の存在が認められる」とはいえない。

次に、関係人調査等からは機器の外見に問題はみられず、また、両会館とも現時点ではカラオケ機器の開設番号が確認でき、回線の開設手続はされていると確認できたこと、平成 27 年 7 月頃にA文化会館に設置されていた機器について回線契約が締結されていることから、その頃から現時点まで使用されているカラオケ機器は不正利用されていないと推認できる。

さらに、これらの調査では、両会館ともカラオケ機器と電話回線は接続されていないと確認されているものの、常時接続なしの使用自体は問題ないことや、一度データの更新を行うと、30 日間はカラオケ機器と電話回線が接続されていなくてもカラオケ機器を使用することができることが同じく確認されていることも考えれば、カラオケ機器と電話回線が接続されていない使用方法が不正ということとはできない。

加えて、たしかにカラオケ機器が複数回入れ替えられているものの、代行業者が説明する機器入れ替えの理由は不合理であるとはいえず、機器の入れ替えのみをもって不正行為が明らかとはいえないし、平成 25 年度当時に請求人が主張する不正行為があった可能性を示唆する事実は現時点では見当たらない。

本件請求では、平成 25 年度当時に設置されていた機器につき正規の回線契約が締結されていたかが問題となるが、監査においてこれ以上の調査は困難である。

したがって、判明している事実関係からは、平成 25 年度当時不正行為があったとは認定できない。

よって、①から③のうち、①結果として公金が不正行為に使われている場合であるとはいえないから、本件請求において本市に債権が発生するということはできず、②及び③について検討するまでもなく、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実についてはその前提を欠くといわざるを得ない。